

通勤手当等の非課税限度額 エコ定期の扱いはどうなる

通勤手当（通常の給与に加算して支給されるものに限り）や通勤用定期乗車券（これらに類する手当や乗車券を含みます）は、四つに分けられた区分に応じて、各々1ヶ月当たり一定の金額までは非課税となっています。今回は今話題の「エコ定期」の扱いを含めて非課税限度額について整理してみたいと思います。

□「乗り継いで利用する場合の計算」

通勤の手段として交通機関とマイカーを乗り継いで利用する場合の通勤手当の非課税限度額は、次の算定金額の合計額（月額10万円が限度となります）となります。①交通機関を利用する場合には、経済的かつ合理的な経路等による1ヶ月当たりの通勤定期券代相当額。②マイカーを使用する距離に応じて定められた一定金額。

□「合理的な運賃等の額」

通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による運賃又は料金の額をいいます。この「合理的な運賃等の額」には、新幹線鉄道を利用した場合の特別急行料金は含まれますが、グリーン料金は含まれません。

□「エコ定期券の扱い」

仙台国税局の回答事例から次のことが分りました。

すなわち、ノー・マイカーデー制度を設けている会社が、鉄道会社が発行している「エコ定期券」を希望者に現物支給していた場合、この「エコ定期分」についても通勤手当の非課税規定を適用できるという回答です。

ポイントは、エコ通勤は月3日に過ぎず、依然としてマイカー等の通勤が「常例」であった点にあります。マイカー等の通勤手当にエコ定期分を合算した額で非課税規定の上限が判定でき、交通機関の利用日数と交通用具の使用日数に按分する必要がないことも併せて確認されています。

ナマの税務相談室

Q 一昨年医者の子が死亡し、遺産のうち子が居住用兼医者の業務用に使っていた土地及び建物を弟の私が相続しました。

その不動産は私の娘の家族に無償で貸与し現在住んでいます。先日突然、娘夫婦が参りまして、今住んでいる建物は建築後50年以上経過した老朽建物なので、取壊して自分たちの居住用建物を新築したいと申し出がありました。税務上何かアドバイスをいただければ有り難いのですが。

A そうですね。いろいろ対策は考えられますが、資金贈与のお考えはありませんか。

住宅購入資金として平成23年12月31日までに20歳以上の直系親族に贈与した場合、非課税となる優遇措置があるのですが。

Q 実は私は病気持ちで何かと費用がかかりますし、家内の老後生活の経済問題もありますので、今回は金銭の贈与は考えていない

相続時 精算課税制度

のです。

A 成る程、それでは今娘さんが住んでいる不動産を相続時精算課税制度を使って贈与する方法が

宜しいと思います。贈与した不動産の税務上の価格が2,500万円までは取りあえず無税で贈与できます。

Q 今年の路線価で計算いたしますと、土地は1,850万円、家屋の固定資産税評価額は150万円ですので、合計で2,000万円です。

A 先程、取りあえず贈与税は無税と申し上げましたが、相続時精算という文言に次いで課税という文言がありますように、贈与者が死亡し相続が発生した時点で、子供に贈与した財産が相続財産に取り込まれます。

Q 成る程、その時点で税金の精算をすることですね。贈与手続きや、申告上の準備すべき資料については、また日を改めてご相談に伺います。

ナマの税務相談室